

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

国内での環境問題に対する関心は、高度経済成長期の産業公害の被害の拡大に伴って高まりを見せます。その後も、日常生活の変化により自然環境への負荷の拡大が続く中、国際的にも 1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）にてアジェンダ 21 が採択され、1997 年には気候変動枠組条約締約国会議（COP3）では京都議定書が採択されるなど、環境問題への取り組みが世界全体の課題と認識されるようになりました。2015 年には、同じく気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にてパリ協定が採択され、地球温暖化に対する対策が強化されています。また、同年に国連サミットにて「SDGs（持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、地球資源を保ちながら人類が継続して発展するための目標を世界全体で共有し、取り組みを進めています。

国においては、1993 年に環境基本法を制定し、1994 年には環境基本計画を閣議決定し、その後も現在の第 5 次計画に至るまで、環境保全に対する取り組みを継続しています。第 5 次計画では、環境・経済・社会の課題の統合的向上により、地域資源を活用した自立分散型社会を形成し、また、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う地域循環共生圏の実現が提唱されています。

県においては、1998 年に「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、翌 1999 年には環境基本計画を策定し、第 2 次計画の改訂を経て、現在、第 3 次計画の策定を進めているところです。第 3 次計画では、国の第 5 次計画を受け、環境・経済・社会の複合的に関与する課題の解決と、環境を通じた SDGs の達成のため、それぞれ必要な施策を策定することとしています。

本市においては、2002 年に陸前高田市環境基本条例を制定し、2004 年に環境基本計画を策定して、環境保全に関する取り組みを進めてきたところですが、計画最終年度である 2010 年度末に東日本大震災による甚大な被害を受けました。そのような状況からも、現在、市街地を中心とする災害復旧・復興事業が進み、さらに、陸前高田市まちづくり総合計画（2019 年）によって復興後のまちづくりの方針が示されたことをもって、現在の本市の環境問題への取り組みを市民、事業者、市が一体となって進めるため、新たに陸前高田市環境基本計画を策定するものです。

2 計画策定の目的

「陸前高田市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

陸前高田市環境基本条例

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、陸前高田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、陸前高田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3 計画の役割

「陸前高田市環境基本条例」に基づき、本市の環境保全に関する基本施策及び環境配慮指針を策定し、「陸前高田市まちづくり総合計画」の部門別計画として、市民、事業者及び市が一体となって、環境の保全に効果的な取り組みを行うための方針を定めるものです。

陸前高田市環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会及び環境への配慮を重視した資源循環型社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民のすべての者が適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを市、事業者及び市民のすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

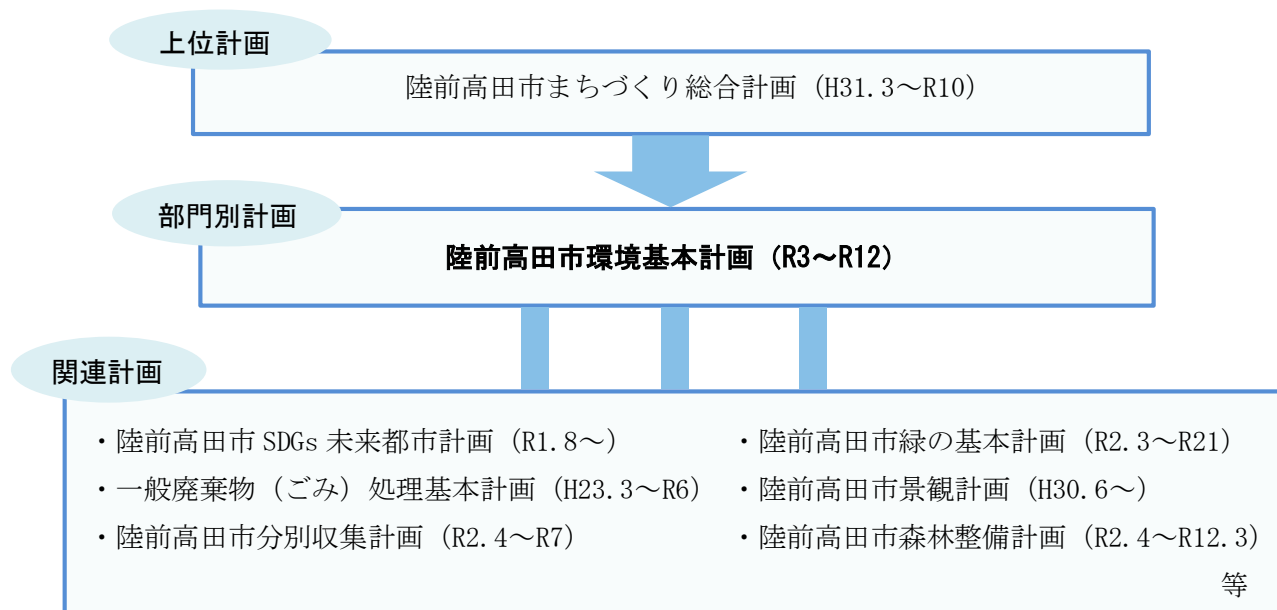
(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。



4 計画の対象

この計画の対象とする環境の範囲は、陸前高田市環境基本条例第7条の基本方針により、次のとおりとします。

生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質、騒音、振動、悪臭、廃棄物
自然環境	大気、水辺、地質、森林、農地、動物、植物、生態系
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林減少、海洋汚染、資源循環、エネルギー
社会環境	歴史、文化、公園、景観、環境保全活動、環境学習

陸前高田市環境基本条例

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) 恵まれた自然環境と伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

5 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、社会経済や環境の状況変化に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、指標については、陸前高田市まちづくり総合計画前期基本計画との整合性を図る意味から、目標年次を令和5年度（2023年度）とし、令和6年度以降については、まちづくり総合計画後期基本計画及び環境の変化や達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しをするものとします。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
まちづくり総合計画	基本構想											
	前期基本計画					後期基本計画						
環境基本計画												

